

別表 1

区 分	補助対象となる事業	補助期間	補助率	補助限度額
未来の「まちづくり」 (イベント開催型)	※新規事業のみを対象とする。 ①地域の活性化や賑わいの創出を目的として行うユニークで新しいイベント等の開催 ②町の地域資源や観光資源を磨き上げ、付加価値の高い新たな魅力を創出し発信するイベント等の開催	1年間(年1回) ※回数制限なし	10/10	上限50万円 ※千円未満は切捨
		※継続事業の場合は3年以内とし、以後、一度交付を受けた事業の再申請は不可とする。	1回目: 10/10 2回目: 8/10 3回目: 6/10	
未来の「ひとづくり」 (地域課題解決型)	※新規事業のみを対象とする。 ①次代を担う人材の育成並びに地域づくりを目的とした研修等(勉強会・先進地視察ほか)に係る事業 ②地域特有の自然・景観・生活環境を保全するための事業 ③地域住民による健康づくり事業 ④外国人観光客の受け入れ環境整備やプログラム開発等のインバウンド対応事業 ⑤町又は町を越えた広域的な活性化及び関係人口の増加を目的として実施する事業	1年間(年1回) ※回数制限なし	10/10	上限30万円 ※千円未満は切捨
		※継続事業の場合は3年以内とし、以後、一度交付を受けた事業の再申請は不可とする。	1回目: 10/10 2回目: 8/10 3回目: 6/10	